第三款　リテール向けエクスポージャー

（居住用不動産向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額）

第百三十六条　居住用不動産向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、第百四十条から第百四十二条までに定めるPD、LGD及びEADを用いて、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本率（K）は、第二号に掲げる算式により算出する。

一　信用リスク・アセットの額＝K×12.5×EAD

二　所要自己資本率（K）＝$\left[LGD\times N\left\{(1-R)^{-0.5}\times G\ (PD)+\left(\frac{R}{1-R}\right)^{0.5}\times G\ (0.999)\right\}-EL\right]$

（相関係数（R）＝0.15）

（適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー）

第百三十七条　適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、第百四十条から第百四十二条までに定めるPD、LGD及びEADを用いて、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本率（K）は、第二号に掲げる算式により算出する。

一　信用リスク・アセットの額＝K×12.5×EAD

二　所要自己資本率（K）＝$\left[LGD\times N\left\{(1-R)^{-0.5}\times G\ (PD)+\left(\frac{R}{1-R}\right)^{0.5}\times G\ (0.999)\right\}-EL\right]$

（相関係数（K）＝0.04）

（その他リテール向けエクスポージャー）

第百三十八条　その他リテール向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、第百四十条から第百四十二条までに定めるPD、LGD及びEADを用いて、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本率（K）は、第二号に掲げる算式により、同号に掲げる相関係数（R）は、第三号に掲げる算式により算出する。

一　信用リスク・アセットの額＝K×12.5×EAD

二　所要自己資本率（K）＝$\left[LGD\times N\left\{(1-R)^{-0.5}\times G\ (PD)+\left(\frac{R}{1-R}\right)^{0.5}\times G\ (0.999)\right\}-EL\right]$

三　相関係数（R）＝$0.03\times\frac{1-EXP\ (-35\times PD)}{1-EXP\ (-35)}+0.16\times\left\{1-\frac{1-EXP\ (-35\times PD)}{1-EXP\ (-35)}\right\}$

（リテール向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い）

第百三十九条　前三条の規定にかかわらず、内部格付手法採用最終指定親会社は、リテール向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合で、債務者の信用リスクが保証人又はプロテクション提供者に完全に代替されるときは、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブを勘案したPD又はLGDのいずれかを適用することができる。

（リテール向けエクスポージャーのPD）

第百四十条　リテール向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるPDは、当該リテール向けエクスポージャー又は当該リテール向けエクスポージャーの属するプールに対応する一年間のデフォルト確率を百分率で表した推計値とする。ただし、〇・〇三パーセントを下回らないものとする。

（リテール向けエクスポージャーのLGD）

第百四十一条　リテール向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるLGDは、当該リテール向けエクスポージャー又は当該リテール向けエクスポージャーの属するプールについて、デフォルト時に生じる経済的損失額のEADに対する割合を百分率で表した推計値とする。

（リテール向けエクスポージャーのEAD）

第百四十二条　リテール向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるオン・バランス資産項目のEADは、当該リテール向けエクスポージャーを全額償却した場合に減少する自己資本の額並びに個別貸倒引当金、部分直接償却額及びデフォルトした購入債権をディスカウントで購入した場合の当該ディスカウントの額（返金を要しないものに限る。）の合計額を下回らない額とする。ただし、内部格付手法採用最終指定親会社は、EADについて貸出金と預金の相殺による効果を勘案するときは、第九十三条及び第百六条から第百八条までの規定を準用することができる。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用最終指定親会社」とあるのは「内部格付手法採用最終指定親会社」と読み替えるものとする。

2　リテール向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるオフ・バランス資産項目のEADは、信用供与枠の未引出額に掛目の推計値を乗じた額又は当該最終指定親会社が推計した追加的な引出が行われうる額とする。

3　適格リボルビング型リテール・エクスポージャーのオフ・バランス資産項目のうち、実行済の信用供与のみが証券化取引の原資産として譲渡された場合、内部格付手法採用最終指定親会社は、譲渡人の持分に係る未実行部分について追加引出額の可能性を考慮してEADを推計し、当該EADを用いて信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

4　前項の規定により推計されるオフ・バランス資産項目に係るEADは、証券化取引の原資産として譲渡された実行済の信用供与に対応する未実行部分全体のEADに、当該証券化取引において内部格付手法採用最終指定親会社が保有する部分の占める割合を乗じた値とする。

5　第四十六条から第五十四条までの規定は、リテール向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用最終指定親会社」とあるのは「内部格付手法採用最終指定親会社」と読み替えるものとする。

第四款　株式等エクスポージャー

（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額）

第百四十三条　株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、次に掲げるいずれかの方式により算出する。ただし、標準的手法において債権のリスク・ウェイトが零パーセントとされる事業体に対する株式等エクスポージャーには、第四十三条の規定に従い信用リスク・アセットの額を算出することができる。

一　マーケット・ベース方式

二　PD／LGD方式

2　内部格付手法採用最終指定親会社は株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、各株式等エクスポージャーのポートフォリオごとに一貫して同じ方式及び手法を用いなければならない。

3　第一項第一号に掲げる「マーケット・ベース方式」とは、ポートフォリオごとに次に掲げるいずれかの手法により算出する方式をいう。

一　簡易手法

二　内部モデル手法

4　前項第一号に掲げる「簡易手法」とは、株式等エクスポージャーの額に、上場株式については三百パーセントの、非上場株式については四百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額をもって株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とする方式をいう。

5　前項及び第九項の方式において、現物資産のショート・ポジション及び派生商品取引のショート・ポジション（マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。次項において同じ。）は、当該ポジションが内部格付手法採用最終指定親会社の保有する特定の保有株式のヘッジとして明示的に仕組まれており、かつ、それらの残存マチュリティが一年以上である場合は、同一の個別銘柄のロング・ポジションと相殺することができる。ただし、マチュリティ・ミスマッチがある場合は、第百六条から第百八条までの規定を準用する。